

## 審 査 基 準 整 理 票

処分名	現状変更行為の許可		
根拠法令名	大津市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成元年条例第 59 号）		（条項）第 4 条第 1 項
基準法令名	大津市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成元年条例第 59 号）		（条項）第 5 条第 8 号
所管部署	都市計画部 都市計画課		
標準処理期間	30 日	法定処理期間	_____ 日
<p><b>【審査基準】</b> ・文書の名称【伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画について  <span style="float: right;">（平成 9 年教育委員会告示第 6 号）】</span></p> <p>・掲載図書等【 _____ 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載</p> <p>保存地区内の現状変更行為の許可に係る審査基準は、大津市伝統的建造物群保存地区保存条例第 5 条第 8 号の規定及び伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画に抵触しないことを基準とする。</p> <p>参 考</p> <p><b>【根拠法令】</b>          （現状変更行為の規制）          第 4 条第 1 項 保存地区内における次の各号に掲げる行為については、あらかじめ、当該保存計画が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条の規定により指定された都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）内にある場合にあつては市長及び教育委員会、都市計画区域以外の区域にある場合にあつては教育委員会（以下単に「教育委員会等」という。）の許可を受けなければならない。          (1) 建造物の新築、増築、改築、移転又は除却          (2) 建造物の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの          (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更          (4) 木竹の伐採          (5) 土石の類の採取          (6) 水面の埋立て又は干拓</p> <p><b>【基準法令】</b>          （許可基準）          第 5 条 教育委員会等は、前条第 1 項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準（市長にあつては、第 8 号に定める基準に限る。）に適合しないものについては、同項の規定による許可をしてはならない。          (1)～(7) 略          (8) 前各号に定めるほか、当該行為後の建造物又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保全地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。